

ファミリアジャパン合同会社
有料職業紹介事業許可番号：１３－ユ－３１７０６２

返戻金制度について

当所の紹介により就職した求職者が入社後に本人の都合により退職、又は、本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返戻いたします。

- ① 入社後１ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 ７０％
- ② 入社後２ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 ５０％
- ③ 入社後３ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 ３０％

※求人者が労働条件通知書等によって、求職者と合意された採用条件と実際の労働条件に相違があった時など、求人者の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、又は、求人者の都合による解雇に関しては返戻致しません。

※求人者は求職者の退職から２０日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、退職から２０日を越えた後に連絡を受けたものに関しては返戻致しません。

※返戻金制度は、有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。